

社会福祉法人高宮美土里福社会役員等報酬規程

(制定 平成5年 5月17日) 改正 平成 6年 3月19日
改正 平成14年 3月29日
改正 平成16年12月23日
改正 平成23年 3月22日
改正 平成28年12月20日
改正 平成29年 6月20日

(目的)

第1条 社会福祉法人高宮美土里福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理事長	12,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	8,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は公布の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。

附 則

1. 平成6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年 3月29日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年 1月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月20日より施行する。

役員等の報酬等の総額について

1 役員等に支給する報酬等総額

区 分	人 数	年 総 額 (最高限度額)
理 事	6 人	700,000円以内
監 事	2 人	200,000円以内

なお、職員兼務理事の職員分の給与は含まない。